

台 豊

新潟大学法学部 助教授

社会保障の政府間関係に関する研究

本研究は、社会保障分野全般にわたる政府間関係に関する包括的なビジョンの素描を試みるものである。まず第 1 章においては、社会保障分野での政府間関係において、地方政府への事務の配分を要請する政策的要素として「ニードへの近接」および「受益地域と負担地域の一致」を、規範的要素として「地方政府による生存権保障責務の遂行」および「生存権保障のための地方財政の保障」を抽出する。次いで第 2 章では、逆に中央政府または広域の地方政府への事務の配分を要請する政策的要素として「便益の spillover への対応」、「価値財の供給」および「scale merit の利用」を、規範的要素として「最低生活の保障」、「マイノリティの権利保障」および「公正な監督・規制の確保」を抽出する。第 3 章では、これらの政策的および規範的要素をふまえ、社会保障における政府間関係の在り方を総括的に提示する。第 4 章から第 6 章では、市町村合併の評価、府県の位置づけ、および国庫補助負担金の在り方という個別の論点について、第 3 章までの考察をふまえて論じる。